

国民健康保険税の税率等を改正しました

図税務課住民税班 ☎84-1212

令和8年度国民健康保険税は、国の少子化対策の財源として導入された子ども・子育て支援金制度に基づき、子ども・子育て支援金分を創設しました。

子ども・子育て支援金制度は、全ての世代や企業のみならずから支援金を拠出いただき、子育て施策の拡充に充てるもので、子どもや子育て世帯を社会全体で支える制度です。

また、国の税制改正に基づき、医療費給付分の賦課限度額と軽減判定所得の基準額を上げました。

国民健康保険税の税率等の改正

令和8年度国民健康保険税の税率等を、次の表のとおり改正しました。

区分		令和7年度 (改正前)	令和8年度 (改正後)
医療給付費分 (0歳～74歳)	所得割率	6.90%	6.90%
	均等割額	22,000円	22,000円
	平等割額	23,000円	23,000円
	賦課限度額	660,000円	670,000円
後期高齢者支援金分 (0歳～74歳)	所得割率	2.10%	2.10%
	均等割額	13,600円	13,600円
	賦課限度額	260,000円	260,000円
介護納付金分 (40歳～64歳)	所得割率	1.70%	1.70%
	均等割額	14,400円	14,400円
	賦課限度額	170,000円	170,000円
子ども・子育て支援金分 (0歳～74歳)	所得割率	—	0.22%
	均等割額	—	1,600円
	18歳以上均等割額	—	200円
	賦課限度額	—	30,000円

※赤字が改正箇所です。

※子ども・子育て支援金分の均等割額は、18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である方は、全額軽減されます。

※国民健康保険税は、所得割額、均等割額、18歳以上均等割額、平等割額を合計して算出します。

・所得割額 前年中の総所得金額から基礎控除額43万円(合計所得金額が2,400万円以下の場合)を差し引き、所得割率を乗じて算出した税額です。

- ・均等割額：加入者1人当たりの税額です。
- ・18歳以上均等割額：子ども・子育て支援金分のみで負担いただく18歳以上の加入者1人当たりの税額です。
- ・平等割額：加入者の世帯当たりの税額です。
- ・賦課限度額：課税される限度額で、各区分の限度額を超えることはありません。

軽減判定所得基準額の引上げ

国民健康保険税には、前年中の所得が一定額以下の世帯に対し、均等割額と平等割額が軽減される制度があります。軽減制度の対象を拡大するため、5割と2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の基準額を、次の表のとおり引上げました。

区分	世帯の総所得金額等の合計金額	
	令和7年度(改正前)	令和8年度(改正後)
7割軽減	43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)以下	43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)以下
5割軽減	43万円+30万5千円×被保険者数+10万円×(給与所得者等の数-1)以下	43万円+31万円×被保険者数+10万円×(給与所得者等の数-1)以下
2割軽減	43万円+56万円×被保険者数+10万円×(給与所得者等の数-1)以下	43万円+57万円×被保険者数+10万円×(給与所得者等の数-1)以下

※赤字が改正箇所です。

※給与所得者等の数とは、一定の給与所得または公的年金等所得がある方の数です。

※被保険者数には、同じ世帯の中で国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行した方を含みます。

※申請は不要ですが、世帯に収入の申告をしていない方がいる場合は、軽減が適用されませんので、ご注意ください。

※軽減判定の基準となる所得は、所得割額を算出する際の所得とは異なります。

国民健康保険税の詳細は、町ホームページをご確認ください。



↑町ホームページはこちら

国民健康保険税の納税通知書を送付します

図税務課住民税班 ☎84-1212

7月中旬に、国民健康保険に加入する世帯の世帯主あてに、令和8年度国民健康保険税の納税通知書を送付します。

国民健康保険は、病気やけがをしたときに安心して医療を受けられるように、被保険者が保険税を出し合い、お互いに助け合う制度です。国民健康保険事業の安定運営のため、納期限内納付にご理解とご協力をお願いします。

保険税の納め方

4月から翌年3月までの加入期間にかかる保険税を、8回に分けて納付書または口座振替で納付していただきます。

なお、65歳以上の年金受給者で、一定の条件を満たす方については、年金からの天引きにより納付いただきます。

軽減制度

所得額に応じた軽減制度以外にも、次のような軽減制度があります。

- ・未就学児に対する軽減
- ・非自発的失業者に対する軽減(要申請)
- ・産前産後期間の出産被保険者に対する軽減(要申請)
- ・旧被扶養者に対する軽減(要申請)
- ・特定世帯・特定継続世帯に対する軽減